大洲市農業委員会定例総会議事録

1	日			時	平成30年10月5日(水) 与								午前9時25分~午前10時12分							
2	会			場	大	洲市	役所	2	階大	ホー	ル									
3	出	席	委	員																
1	池	田	幸		2	吉	岡	きみ	メ子	3	長	岡	誠		4	尾	Щ	満	則	
5	西	岡	輝	治	6	台	越	正	洋	7	菊	池	啓	=	8	森	岡	芳	文	
9	菊	地	正	夫	10	幸	野	登	吉	11	上	田	健	司	12	Щ	本	由糸	己美	
13	矢	野	正	祥	14	Щ	首	憲	市	15	沖	田	辰	夫	16					
17	石	岡	猶	_	18	中	岡	京	子	19	池	田	雄	_	20	森	永	茂	史	
21	橋	本	英	司	22	都	築	孝	壽	23	水	本	福	泉	24	池	浦	萬里	14	
25	丸	井	幸	造	26	Щ	本	多喜	\$男	27	垣	見	正	志	28	西	内	清	信	
29	大	本	昭	裕	30	武	知		明	31	城	本	豊	子	32	中	本	祐	市	
33					34	久	保	壽	男	35	淺	野	誠	司	36	徃	見	康	範	
37					38	有	友	章	治	39	請	田	竹	男						
4	欠	席	委	員	16	宮	浦		実	33	坂		幹	幸	37	菊	地	久身	\(\)	
5	遅	刻	委	員																
					吉岡事務局長					是澤次長				沖田専門員(農地)						
6	事 務		局	都築専門員(農政)					土居書記 (農地)											
7	農	林力	k 産		山岡課長					三好課長補佐				松田主事						
)IX	71 /3																		
8	会	会議の内容 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について											て							
				議案第64号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について																
					議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について															
					議案第66号 非農地証明について															
					議案第67号 下限面積(別段の面積)の変更について															
				議案第68号 農用地利用集積計画の決定について																

事務局(局長)

只今から平成30年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、丸井会長代理からご挨拶をお願いいたします。

会長代理

(会長代理挨拶)

事務局(局長)

只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、丸井会長代理に議事の進行をお願いいたします。

議 長(会長代理)

これより本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

本日、16番 宮浦実委員、33番 坂幹幸委員、37番 菊地久美子委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、34番 久保壽男委員と、35番 淺野誠司委員を 指名いたします。

次に、日程第2、書記の指名を行います。

本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議 長(会長代理)

まず、議案第63号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、本件につきましては、矢野正祥委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、矢野委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、東大洲の土地、畑1筆・668㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人および長女夫婦が年間を通して従事します。

2番、徳森の土地、樹園地1筆・552㎡も贈与による所有権移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

3番、菅田町宇津の土地、樹園地1筆・1, 013㎡は売買による所 有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

4番、菅田町大竹字裾野の土地、田2筆・1,361㎡も売買による 所有権の移転です。

所有権移転後も、引き続き水稲の栽培を行います。

農業は、譲受人および次女夫婦が年間を通して従事します。

1点訂正をお願いします。4番の売買金額ですが、譲受人から連絡が

ありまして、売買金額は1,000,000円の間違いとのことでした。売買金額は1,000,000円、10アール当たり734,753円になります。議案説明資料については正しい金額を記載しておりますので、ご確認ください。

以上、4件のご審議をよろしくお願いします。

議 長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 をうけたいと思います。お願いします。

6番

失礼いたします。

1番、2番案件は関連がありますので、併せてご説明いたします。議 案説明資料1ページ、2ページをご覧ください。ともに贈与による所有 権移転となります。

1番の申請地は、市立図書館の北東約300mにある畑、2番の申請地は、市立徳森児童センターの北東約500mにある樹園地でいずれも良好に管理されています。

お互いの農地を交換するような形になっていますが、申請人より贈与 での所有権移転の希望があったため、原因を「贈与」としています。

譲受人は、本人または、家族とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

2件のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

続いて3番、お願いします。

11番

失礼いたします。

3番案件について、ご説明いたします。調査は矢野委員が行っていますが、退席されておりますので、私が代読いたします。

議案書説明資料3ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が自己所有の農地に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、国営道屋敷団地内にある畑1筆になりますが、現在も良好な状態で管理されています。

譲受人は今回購入する農地に隣接する場所に育雛場を建設することになっていますが、合わせて管理するため購入するものです。農業については、本人が年間を通して従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

続いて4番、お願いします。

11番

失礼いたします。

4番案件についてご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧く

ださい。

4番案件も売買による所有権移転となります。

申請地は、菅田地区の裾野集会所の西約200mにある田2筆になりますが、現在も良好に耕作されております。

譲受人は、家族とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転 後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いた しました。

それでは、矢野委員の入場を許可します。

次に、**議案第64号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(専門員兼農地係)

失礼いたします。

議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 をご説明いたします。

2件の申請でありますが、いずれも「平成30年7月豪雨」災害に伴 う自己住宅の申請でございます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の5ページから14ページを 併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地1筆です。

これまで居住していた住宅が、平成30年7月豪雨による水害で使用できなくなったことから、自己所有地である申請地に新たに自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、申請地が大洲市の中心部から東に約3.1kmのところに位置し、概ね300m以内に大洲道路の冨士ICが存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、申請地は平成21年9月に造成、またコンクリート舗装がされており、駐車場及び物干し場として利用されております。このことについては申請人から始末書を提出いただいており、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料 5 ページの ご確認をお願いいたします。

続いて2番、菅田町宇津の土地1筆です。

第1種農地は、原則不許可という位置づけですが、本案件は不許可の 例外許可事項の「集落接続」にあたり、立地基準には適合するものと考 えております。

なお、申請地は平成20年頃、駐車場として利用するために造成されており、違反転用状態にあることから、始末書が提出されており、県に 違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料10ページのご確認をお願いいたします。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を 受けたいと思います。1番。

11番

失礼いたします。

それでは1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の5ページから9ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、事務 局説明のとおり第3種農地であり、問題ないと考えます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと考えます。また、申請地は既に造成され駐車場として利用されていますが、本人から始末書が提出され、大変反省をされております

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺には、東側と西側に農地がありますが、東側については自己所有地であり問題ないと思います。また西側の農地についても申請地より2メートル以上高い位置にあり、また建築する住宅が平屋であることなど、農地への影響は特にないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長代理)

続きまして、2番。

12番

失礼いたします。

それでは2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の10ページから14ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、申請地は第1種農地でありますが、事務局の説明のとおり例外規定が適用できますので、問題ないと思われます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、特に問題はないものと考えます。また、申請地は既に造成され駐車場として利用されていますが、本人から始末書が提出され大変反省もされており

ます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の北側、東側、南側に隣接してそれぞれ農地がありますが、土砂の流出を防止するなど十分注意し、周辺の農地に影響を及ぼさないようにするとのことですし、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長代理)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はござい ませんでしょうか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として 送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する ことに決定いたしました。

次に、**議案第65号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の15ページから28ページ までを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地、2,496㎡の案件は、当社は廃棄物の収集・運搬業を営んでいるが、事業地が平成30年7月豪雨により被災したことから、新たに水害の影響のない作業場・製品置場・露天駐車場に利用するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。し たがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いい たします。

2番、北只の土地、163㎡の案件は、現在妻の祖父母と同居しているが、子供も生まれ家財道具が増え手狭となってきたことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を妻の祖父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

3番、米津の土地、277㎡の案件は、私は役員として養鰻場を営ん

でいるが、ボイラーが小型で老朽化していることから、新たに倉庫を建築し大型のボイラー等の設置場所として会社に賃貸するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。し たがいまして、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いい たします。

なお本案件は、昨年第11回定例総会において農振地域からの除外案 件として審議いただいたものでございます。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を 受けたいと思います。1番。

6番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから19ページを参考にしてください。 申請地は、17ページの位置図のとおり、土肥区集会所から南に約100mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のと おりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり しだい自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思わ れます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、隣接農地の同意は得られているとのことですので、特に問題はないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長代理)

続きまして2番、お願いします。

9番

失礼します。

9月26日に現地調査を行いましたのでご説明いたします。

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、21ページから 22ページの位置図のとおり、高速道路大洲北只インターチェンジの出入口から西南西約 220 mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり しだい金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ない ものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地 目図のとおり北側と東側に農地がありますが、北側の農地は譲渡し人の 所有地であり、また東側の田も同意が得られているとのことですので、 特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許

可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

続いて3番、お願いします。

22番

失礼します。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の25ページから28ページを参考にしてください。

申請地は、26・27ページの位置図のとおり、大洲市河内集会所の 南約160mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のと おりであり、特に問題はないものと思われます。

また本案件は、事務局から説明がありましたように、昨年第11回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり問題ないと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可は止むを 得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として 送付することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する ことに決定いたしました。

次に、**議案第66号『非農地証明ついて』**を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第66号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の29ページから32ページまでを併せてご覧ください。

1番、徳森の土地、95㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄) し復旧が著しく困難。ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、周囲を山林に囲まれた狭小な斜面地で、昭和50年頃から耕作を放棄し、隣接山林の影響で竹や雑木が繁茂し、農地へ復旧することが著しく困難となっている。とのことでございます。

以上1件、95㎡でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告 を受けたいと思います。1番、お願いします。

6番

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の29ページから32ページを参考にしてください。

申請地は、31ページの位置図のように土肥区集会所の南西約150mに位置する農地です。

申請によりますと、「申請地は、昭和50年頃から耕作を放棄しており、竹や雑木が繁茂し、農地への復旧は困難な状態となっている」との申し出です。

申請者の申立、近隣住民の証言、現地調査による樹木の生育状況から、 写真のとおりでありますが、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必 要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(会長代理)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議ないものと認め、この証明願の土地は非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に**議案第67号『下限面積(別段の面積)の変更について』**を議題 といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 失礼いたします。

議案第67号「下限面積(別段の面積)の変更について」をご説明します。

議案書5ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積(別段の面積)の設定について』の中にある 『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指 定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うもので す。

議案説明資料に位置図を載せておりますので、ご参照ください。

1番 菅田町菅田の土地、畑3筆・計540㎡です。

大洲道路の大洲冨士ICの東約400mに位置する場所になります。 摘要にも記載しておりますが、申請人の父が居住していた住居でしたが、 松山市に転出してからは一時期貸し家としても利用しておりましたが、 ほとんど本物件を利用することがなくなり、『大洲市空き家バンク』に 登録しておりました。

農地につきましては住宅の前面と北側にありますが、これも利用していなかったため遊休化しております。

なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。 以上1件、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長代理)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、今説明しましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。

次に、**議案第68号『農用地利用集積計画の決定について』**を議題といたします。

本件につきましては、池田幸二委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、池田委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局

(専門員兼農政係)

失礼いたします。

議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。 議案書の6ページをご覧ください。

1番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を5年 間設定しようとするものです。

2番から11ページの16番まで、引き続き、水稲を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

- 17番及び18番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。
- 19番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 20番 引き続き、水稲・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
 - 13ページです。
- 21番 引き続き、水稲を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。
- 22番 新たに農地を借り受けて、果樹及び野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
- 23番 引き続き、果樹を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
- 24番 新たに農地を借り受けて、飼料を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするもの

です。

25番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、25件・58筆、利用権設定総面積、62,164㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長(会長代理)

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議 長(会長代理)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、池田委員の入場を許可いたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。